



広 報

ふじみ

2010

7

平成22年
No.484



～落合小学校も参加して～ 富士見小学校運動会

6月5日(土) 富士見小学校にて
—両校の校旗を持って入場行進—

— 新たな試みとして、
近隣の仲間と交流を深め、力や技を競う —

4小学校交流のさきがけとして、富士見小学校(渡邊文雄校長 428名)では、落合小学校(池田隆校長)の児童35名を迎え、運動会を開催しました。

両校は何度か合同練習を重ね、ともに入場行進をし、「ラジオ体操」「各学年短距離走」「1・2年玉入れ」「5・6年合戦!富士見峠」「3・4年綱引き」「全校大玉送り」「全校富士見小唄」など、19種目中14種目を一緒に行いました。

主な内容

- 02 燃えるごみ1人1日の排出量300gをめざして
- 04 こちら商工会青年部
こちら富士見町消防団(第6分団)
- 05 富士見町土地開発公社の現状
- 06 国保だより
- 07 子宮検診・マンモグラフィ検診のお知らせ
- 08 児童扶養手当一部改正
- 09 コミュニティ活動助成
- 10 介護保険で受けられるサービス
- 18 教育委員会だより
- 19 福祉医療受給者証更新
健康ふじみ21「歯」のQ&A

減量努力が大きな減量効果につながります ごみの減量と資源化に取り組みましょう。

町では、一般廃棄物減量等推進審議会の提言を受けて、可燃ごみの削減目標を平成22年度までに「家庭系可燃ごみ1人1日の排出量300g」（平成19年度比35%削減）と設定し、その達成をめざしています。

富士見町における家庭系可燃ごみが平成21年度の1年間に焼却処理された量は、2千378トンで1人1日当たり423グラムという結果になりました。これは平成19年度の実績値である459グラムに比べて、7.8%の削減ですが、平成21年度の間目標であった370グラムには残念ながら届きませんでした。

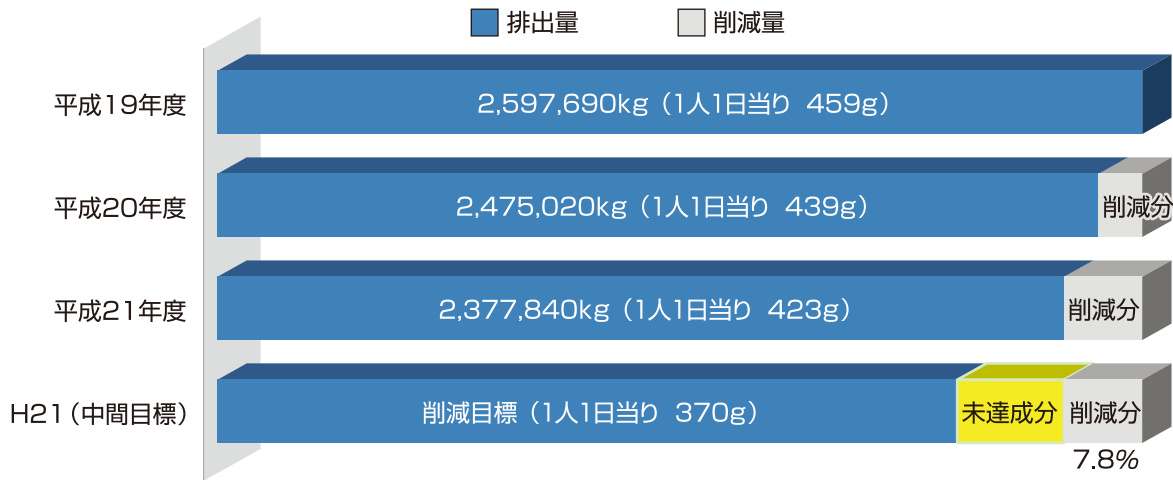
平成22年度は目標達成年度です。「1人1日300g」の目標達成に向けた皆様のご協力をお願いします。できることから着実に実行し、まずはごみを出す時には可能な限り分別し、資源として再利用するように心がけましょう。



収集される燃えるごみ

平成21年度の1年間に ◆家庭から出された燃えるごみは2,378t
◆1人1日の燃えるごみ排出量は423g (平成21年度中間目標370g)

家庭系可燃ごみの排出量の推移



平成17年度から平成21年度に町から出されたごみの量と処理費用

平成21年度の1年間に
事業所などから出るごみも含めた町全体のごみの合計量
◆1人1日当たり612g

富士見町ごみ処理量年次別推移

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	合計	リサイクル率
17年度	3,910t	472t	692t	5,074t	13.64%
18年度	3,914t	473t	661t	5,028t	13.14%
19年度	3,796t	444t	716t	4,956t	14.44%
20年度	3,583t	444t	723t	4,750t	15.22%
21年度	3,440t	435t	765t	4,640t	16.49%

リサイクル率=資源物÷合計処理量

町の可燃ごみは、茅野市にある諏訪南清掃センターに運んで焼却処理しています。

粗大ごみは、南諏衛生センターの粗大ごみ処理施設で、次の3つに分けて処理しています。

- ◆資源化できるもの
(アルミ缶・スチール缶・金属類)
- ◆処理が困難なもの
(大型プラスチック、鉄骨類)
- ◆埋立てにまわるもの
(ガラス片、陶磁器など)

前年と比べてみると、資源物がやや増加の傾向にあり、可燃ごみ、ごみ総量ともに減少してきています。

いよいよ今年度が目標達成年！ 一人ひとりの小さな 1人1日の排出量300gをめざして、燃える

4月から、燃えるごみ焼却処理費用の市町村負担割合が変わりました。



【諏訪南清掃センター】

平成21年度1年間に、3市町村合わせておよそ22,345tの燃えるごみが処理されました。

これからは、燃えるごみの処理費用の負担が各市町村からの排出量によって増減しますので、燃えるごみの減量と資源化により一層のご協力をお願いします。

燃えるごみ焼却処理費用の市町村負担割合が変わりました。

平成21年度まで
均等割20% + 人口割80%

平成22年度まで
均等割20% + 実績割80%

家庭から出される燃えるごみは、茅野市・富士見町・原村の3市町村で共同運営する諏訪南清掃センターで焼却処理されています。この焼却処理にかかる費用は3市町村の分担金で賄われています。

その負担割合が、諏訪南ごみ減量推進会議からの提言を受けて平成22年度から変更されました。

家庭で燃えるごみを減らすための具体的な取り組み



ホームコンポスト

● 食べ残しや食物残渣が出ないような購入や調理工夫を行いましよう。

● 家庭においては、コンポストや生ごみ処理機などを利用して自家処理を行い、可燃ごみとして排出しないようにしましよう。

● コンポスト等を設置できない家庭では、水切りを徹底しましよう。

● 生ごみの自家処理についての具体的な方法例については、役場2階の建設課生活環境係のカウンター前にあるパンフレット棚でご紹介しています。ご自分のライフスタイルにあつた方法を探してみてはいかがでしょうか。

生ごみ



● 各家庭でいらなくなった紙類（汚れたもの等を除く）を分別し、資源化しましよう。

● 特にごみ箱についで捨ててしまいがちな「その他紙」を分別・資源化するようにしましよう。

● 過剰包装を断り、ダイレクトメールや郵送されてくる雑誌等は断るなど家庭に不要な紙を持ち込まないようにしましよう。

紙類



● 各家庭でいらなくなったプラスチック類（汚れたもの等を除く）を分別し、資源化しましよう。

● 単にプラスチック類を分別するのではなく、汚れているものはリサイクルできないことを理解して分別しましよう。

● 過剰包装を断り、家庭に不要なプラスチック類を持ち込まないようにしましよう。

● マイバッグ、マイバスケットを持参し、レジ袋を利用しない買い物しましよう。

プラスチック類

若い力で富士見町を盛り上げます!

—とちら商工会青年部—



みなさんこんにちは!商工会青年部部長、富士見OKKOHイベント企画委員長の内藤 賢けんです。富士見にOKKOH祭りができて27回目。今年も開催します。

今年は富士見グリーンカルチャーセンター前の道路が拡張されたので、その道路を使って多くの皆様楽しんでいただけるよう考えてきました。

サブテーマは「夏をはしゃごう!」です。参加いただく皆様全員が主役のこの祭りで、子どもも大人もおおいにはしゃいでほしいという想いでつけました。

富士見OKKOH祭りは、富士見町のお祭りです。私たちOKKOH実行委員会、イベント企画委員会、その他協力団体が企画、準備をがんばりますので、大勢の

皆様に集まっていただきたいと思います。皆で夏をはしゃいで、祭りを盛り上げましょう!

⑤ 第27回富士見OKKOH祭り

～夏をはしゃごう!～



第27回富士見OKKOH

とき 7月31日(土)

<午前中>

- 長野日報杯
小学生ドッジボール大会
- 信濃境駅前イベント

<正午から>

富士見グリーンカルチャーセンターエリアでイベント開始
そして、午後6時頃より、祭りの“華”でもある踊り連がスタートします。

～今年も楽しんでいただけるイベントがいっぱい～



小学生ドッジボール大会



信濃境駅前イベント



ミニSL



イベント開始



メイン会場ステージ



踊り連

12分団 363人の心意気! とちら富士見町消防団

消防団紹介 6 第6分団 (立沢)

団員数 22名 分団長/植松 典仁のりひと 副分団長/北原 巻彦まきひこ



第6分団、新入団員随時募集中! 来たれ若人よ!

5月15日早朝、「ポンプ操法大会自動車ポンプの部」で過去10年間に6回優勝(町)、3回優勝(諏訪地区)、1回優勝(県)の実績をもち、日々練習を重ねる第6分団を訪ねました。

6分団からのメッセージ

「第6分団=操法」のイメージは、これまでの諸先輩、区民の皆様に乗って頂いた大切なイメージです。これからこの大切なイメージを守り、伝統のチームワークで頑張り続けます。



分団長より訓示。 毎月1日と15日は機械点検日でもある—



諏訪地区操法講習会「モデル操法」メンバー



花の独身6人衆! 右から北原巻彦まきひこ、植松克幸かつゆき、植松美哉みいか、初村俊樹としき、小池諒りょう、矢沢脩おさむ。 (敬称略) きびきびしています。応援よろしくお祈りします!

富士見町土地開発公社の現状

—平成21年度決算状況と平成22年度事業計画をお知らせします—

〈平成21年度 決算状況〉

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

- 土地造成事業として工業用地1件・住宅用地1件・その他用地1件を販売しました。
- 決算にあたり、町より2億2,038万3千円の補助を受けました。
- 土地の販売と町からの補助により、借入金3億1千万円減少し、保有土地の簿価も上昇していません。
- 町の委託に基づく公有用地の新規取得及び処分はありませんでした。

〈決 算〉

◆収益的収入と支出(販売と経費)

収益的収入	決 算 額
土地造成事業等	1億 858万1千円
雑収益(町からの補助等)	2億 320万9千円
収入合計	3億1,179万 円

収益的支出	決 算 額
土地造成事業原価	3億 926万1千円
支払利息等	236万7千円
販売費及び一般管理費	10万3千円
支出合計	3億1,173万2千円

(収入) - (支出) = 5万7千円(当期純利益)

◆資本的収入と支出(事業継続に必要な費用)

資本的収入	決 算 額
借入金	14億7,900万 円
運用資金(町からの補助)	1,721万3千円
収入合計	14億9,621万3千円

資本的支出	決 算 額
借入金償還金	17億8,900万 円
支払利息等	1,721万3千円
支出合計	18億 621万3千円

(収入) - (支出) = △3億1千万円※

※当過年度損益勘定留保資金で補てん

〈平成22年度 事業計画〉

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

- 公有地取得事業 町等からの依頼により逐次先行取得を行い、町の予算に基づいて保有する公有用地の売却を行います。
- 土地造成事業 完成土地(各住宅用地)の販売(販売価格の見直し)と開発中土地の管理を行います。

〈予 算〉

◆収益的収入と支出

収入	完成土地販売等	1,886万7千円
支出	土地造成事業原価等	1,709万4千円
	予定収益額	177万3千円

◆資本的収入と支出

収入	借入金	14億7,900万 円
支出	土地造成事業費・借入償還金	14億9,459万9千円
	(収入) - (支出)	△1,559万9千円※

※不足額については、当過年度損益勘定留保資金で補てん。

- ・当公社は、平成18年度より町から補助を受けており、引き続き保有土地の簿価を上昇させない経理処理を行っていきます。
- ・今後も役場内の支援検討委員会、外部団体等の協力を得ながら、保有土地の有効活用策や当公社の在り方などについて検討していきます。
- ・分譲中の住宅用地の販売等自助努力により、引き続き健全な経営を目指します。
- ・土地開発公社の経営状況等については、随時お知らせしていきます。

問 建設課内 土地開発公社事務局 ☎62-9212 Eメール: kensetsu@town.fujimi.nagano.jp

国保だより

平成22年度富士見町国民健康保険料が改定されました

6月町議会定例会で、今年度の国民健康保険料が決まりました。7月に「国民健康保険料決定通知書」を送付しますので、ご確認ください。

富士見町の給付費総額は、平成21年度に約8億4千万円、前年度に比べて7・9%の増となり、今後も増えていくことが見込まれています。また、経済不況等により被保険者の所得の減少や離職での社会保険から国保への異動による被保険者数の増加などにより、保険料を引き上げざるを得ない状況です。

平成22年度の保険料は、1世帯当たり月761円（7・51%）の増額となりますが、国保財政調整基金の取り崩しもあるなかで、被保険者の負担をできる限り少なくしました。

7月以降は、今年度の保険料の総額から、既に納付された4月から6月までの保険料を差し引いた残額を、平成23年3月までの9ヶ月間で納付していただきます。

平成22年度の料率

【介護納付金分】

所得割	1.45%
資産割	8.52%
均等割	7,110円
平等割	4,594円

【後期高齢者支援金分】

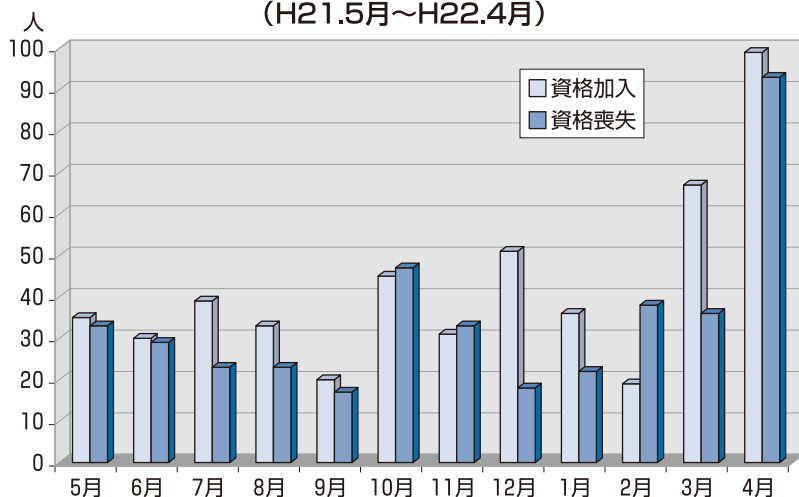
所得割	1.89%
資産割	9.46%
均等割	6,661円
平等割	6,359円

【医療分】

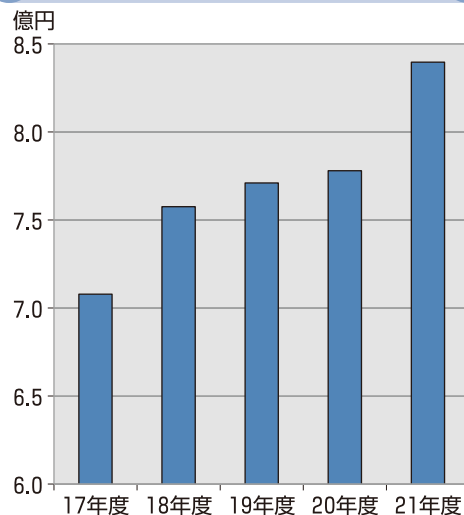
所得割	3.31%
資産割	16.58%
均等割	12,535円
平等割	11,964円

社保離脱による加入・社保加入による離脱の状況

(H21.5月～H22.4月)



療養等給付費の推移



国民健康保険料豆知識

- 医療費の状況や被保険者の所得状況・資産の状況等により、毎年料率の改定を行っています。
- 所得割・資産割・均等割・平等割の按分により算定されます。
- 納付義務者は世帯主です。(世帯主が国保以外の健康保険等に加入している場合でも、その世帯内に国保加入者がいる場合は、世帯主が納付義務者となります。)
- 40歳から64歳までの方は、介護保険料も合算して納めます。

国民健康保険の届け出はお早めに

国保の加入者

- 自営業者
- 農業・漁業従事者
- パート・アルバイトなどで職場の健康保険に加入していない方

国保に加入する日

- 職場の健康保険などの資格がなくなった日(退職した日の翌日)
※ 離職票や退職証明書が必要です。
- 他の市区町村から転入した日
- 生活保護を受けなくなった日
- 出生した日

国保をやめる日

- 職場の健康保険などに加入した日の翌日
※ 健康保険証が加入したことがわかる保険者の証明と国保の被保険者証が必要です。
- 他の市区町村へ転出した日の翌日
- 生活保護を受け始めた日
- 死亡した日の翌日

子宮検診・マンモグラフィ検診のお知らせ

子宮検診とマンモグラフィ検診を次のとおり実施します。申し込みをされた方は受診してください。
申し込みをされていない方で、受診を希望される方は、住民福祉課保健予防係（保健センター）までお申し込みください。

子宮検診

対象地区 富士見地区・乙事区・立沢区・立沢広原
対象者 平成3年4月1日までに生まれた女性（妊娠中の方は受診しないでください。）
会場 保健センター

期 日	受 付 時 間	
	午後0時45分～ 午後1時30分	午後1時15分～ 午後2時
7月12日(月)	○	
7月14日(水)		○
7月20日(火)	○	
7月27日(火)		○
8月 2日(月)	○	
8月10日(火)	○	

- 番号札は受付開始30分前にお出しします。
- 受付開始5分前に「検診の流れ、注意事項等」について説明します。

検診一部負担金 1,000円
(検診当日お持ちください。)
※免除については下記を参照ください。

マンモグラフィ検診(乳房のレントゲン検診)

対象地区 富士見地区・乙事区・立沢区・立沢広原
対象者 昭和11年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれた女性
会場 保健センター
日程 5日間【9月2日(木)・3日(金)・6日(月)・7日(火)・8日(水)】
申込締切 7月12日(月)

検診を受けることができない方

- ・背中が曲がっている方、まっすぐ立ってられない方（7分程度）
 - ・心臓ペースメーカーが設置されている方
 - ・乳房内に人工物が入っている方
 - ・すでに自覚症状のある方
(乳房にしこりがある方、乳頭からの分泌物がある方、乳頭に湿疹のような変化のある方、片側乳がん手術後の方)
- ◆自覚症状がある方は、早目に専門医を受診してください。



午前9時から午後3時までの完全予約制です。**必ず受診できる方のみ**お申し込みください。

検診一部負担金 2,000円
(検診当日お持ちください。)
※免除については下記を参照ください。

検診一部負担金の免除

②～④に該当する方は、申請が必要です。申請方法については、申し込み後通知します。

申 請	免 除 の 対 象 と な る 方
不 要	①昭和16年4月1日以前に生まれた方(年齢で判断できるため、申請は不要です。)
不 要	②65歳以上で障害の認定により後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
	③生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を受けている世帯に属する方
	④平成22年度分町民税非課税世帯に属する方

問 住民福祉課 保健予防係(保健センター内) ☎62-9134



平成22年8月1日から

父子家庭にも児童扶養手当が支給されます

児童扶養手当とは

◆ 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

◆ 受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

手当額（月額）

児童1人の場合	全部支給	一部支給
	41,720円	41,710円～9,850円
児童2人以上の加算額	2人目	3人目以降1人につき
	5,000円	3,000円

◆ 手当を受ける人や扶養義務者の前年の所得が基準所得となります。

受給資格者の基準所得

扶養親族の数	本人		配偶者及び扶養義務者
	全部支給の場合	一部支給の場合	
0 人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1 人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2 人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3 人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4 人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5 人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

※上記以外にも控除の対象となるものがあります。ご自身で判断せず、必ず役場へご相談ください。

父子家庭への支給要件

◆ 次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしており、所得が基準所得を満たしている場合。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

◆ 町への申請（認定請求）が必要です。

父子家庭の方が受給するには？

申請時期	8月1日から11月30日まで ※11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になります。	
支給要件該当日	7月31日まで	8月1日以降、11月30日まで
支給対象月	8月分	要件に該当した日の翌月分
手当の支払時期	12月（支給対象月～11月分）	
必要書類	受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本（抄本）や住民票など	

問 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237

雨に備えて、河川・水路の管理にご協力ください



近年、「ゲリラ豪雨」と呼ばれる、狭い地域に短時間で大雨が降る現象が各地で起こっています。普段は水量の少ない河川や用水路が思いもよらない状況となり、茅野市では増水した水路に転落死する痛ましい事故も発生しています。自宅周辺を点検し、維持管理にご協力ください。

庭木の手入れや土手草刈りなどを行うときは…

木の枝や刈った草が、用水路に流れ込まないように気をつけましょう。

強風を伴って大雨が降ることもあります。

河川や水路周辺の物やビニール等が飛ばされないように気をつけましょう。

水路に物が詰まっていますか？

晴れた日に、用水路の曲がり角やマスの周辺のゴミなどを除去しましょう。



問 建設課 都市計画管理係 ☎62-9216

「コミュニティ助成事業」申請受付中

— 地域での様々なコミュニティ活動を応援します —

信濃境区・富里区・富士見ヶ丘区が「コミュニティ助成事業」の『一般コミュニティ助成事業』に申請、助成対象に選定されました。今後の積極的な地域コミュニティ活動に期待します。

事業実施を希望する区・集落組合は、お問い合わせください。



信濃境区

では、助成により次の物品を購入しました。

- 遊具（滑り台・ブランコ・鉄棒等）
- ガーデンテーブル・チェア
- 折りたたみイス
- 草刈機
- チェーンソー
- 刈払機



富里区

では、助成により次の物品を購入しました。

- 複合機
- プロジェクター
- デジタルカメラ
- デジタルビデオカメラ
- ノートパソコン
- 会議用イス・机



富士見ヶ丘区

では、助成により次の物品を購入しました。

- 複合機
- 液晶テレビ2台
- 冷蔵庫
- 電子レンジ

【助成事業の種別】

- ◆ 一般コミュニティ助成事業
- ◆ コミュニティセンター助成事業
- ◆ 自主防災組織育成助成事業
- ◆ 青少年健全育成助成事業

信濃境区・富里区・富士見ヶ丘区が助成を受けた『一般コミュニティ事業』は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、活動に直接必要な施設又は設備の整備費用を助成します。助成の前提となるのは、地域づくり・まちづくりに対して積極的な共同活動を実施している自治会・町内会（区等）です。

【コミュニティ助成事業】（財）自治総合センターが、宝くじの受託事業収入を財源として、地域で行う事業または活動に必要な施設、設備の整備を助成する制度で、助成対象となるのは、地域づくり・まちづくりに対して積極的な共同活動を実施している自治会・町内会（区等）です。

問 総務課 企画統計係 ☎62-9332

— 要介護・要支援認定申請の結果
「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」と認定されたら —

受けられるサービスのご案内

今は介護を必要としていない方 **高齢者** 今すぐ介護や支援が必要な方

生活機能の低下を早期に把握

生活機能が低下していて介護が必要となるおそれがある高齢者を様々な方法で早期に把握します。 [詳しくは17ページへ](#)

今は介護を必要としていない方

介護予防サービスの対象者となるかどうかを確認 (地域包括支援センターに相談)

- 生活機能の低下している高齢者に対して、健診の結果などを確認
- 日常生活における問題点の聞き取り

自立した生活を送ることができる方などすべての高齢者

- 高齢期の総合的な相談や、生活支援・介護予防などのサービスが利用可能

介護や支援が必要となるおそれがある方

- 市町村が行う介護予防サービス(地域支援事業)が利用可能

[詳しくは17ページへ](#)

要介護認定の申請

介護や支援が必要になったら申請をします。

詳しくは広報6月号2・3ページをご覧ください

要介護認定

介護が必要か、支援が必要かを調査・審査します。

詳しくは広報6月号2・3ページをご覧ください

非該当

要支援1

要支援1

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

支援が必要な方 (要支援1・2)

介護予防ケアプラン作成(地域包括支援センターに相談)

- 自立した生活を目指す
- 定期的に心身の状況の変化を再度確認し、新たなプランを作成

- 介護保険の「介護予防サービス」を利用

[詳しくは15ページへ](#)

介護が必要な方 (要介護1～5)

ケアプラン作成(ケアマネージャーに相談)

- 居宅、施設の2種
- 施設に入所したら、施設内のケアマネージャーが作成

- 介護保険の「介護サービス」を利用

[詳しくは11ページへ](#)

【地域包括支援センターとは?】

富士見高原病院併設「老人保健施設あららぎ」内にあります。 ☎62-8200

- ◆高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送るための総合相談機関です。
- ◆保健師やベテラン看護師、社会福祉士、リーダー的なケアマネージャーなど、専門職が対応します。
- ◆介護予防対象者に介護予防ケアプランの策定、評価などを行います。
- ◆高齢者の人権・財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用推進や虐待の早期発見、防止活動をしています。
- ◆包括的・継続的なケアマネジメントが行われるよう、地域のケアマネージャー-後方支援を行っています。
- ◆介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源と連携した総合的な支援を行っています。

【ケアマネージャー(介護支援専門員)とは?】

- ◆利用者に適したケアプランの作成や施設選びなどを行う幅広い介護知識を持った専門家です。
- ◆ケアマネージャーは受け持つことのできる人数が定められているため、希望する事業所で受け入れ困難な場合があります。

問 住民福祉課 介護高齢者係 ☎62-9133

■ 要介護1～5の認定者が利用できるサービス

要介護1～5の認定者が利用できるサービス

【利用】 利用には、居宅介護支援事業所によるケアマネジメントが必要です。
 【費用】 利用者は、利用したサービス費用の1割を負担します。

居宅サービス

① 訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活の手助けを行うサービスです。

◆ 身体介護：食事、排泄の介護や更衣の介助など

◆ 生活援助：調理、洗濯、買い物、掃除など

◆ 通院等のための、乗車又は降車の介護 (介護タクシー)



サービス費用のめやす (1回)

	身体介護	生活援助
30分未満	2,540円	
30分以上 1時間未満	4,020円	2,290円
1時間以上	5,840円	2,910円

* 通院等のための乗車又は降車の介護1回につき千円
 * 夜間(午後6時～午後10時)または早朝(午前6時～午前8時)は25%加算、深夜(午後10時～午前6時)は50%加算

② 訪問看護

看護師や保健師などが家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら、病状の観察や床ずれの手当てなどを行うサービスです。

◆ 緊急時に利用者の同意を得て計画外の訪問を行う、緊急時加算もありません。



サービス費用のめやす (1回)

	訪問看護ステーションから	医療機関から
20分未満	2,850円	2,300円
30分未満	4,250円	3,430円
30分以上1時間未満	8,300円	5,500円
1時間以上1時間未満	11,980円	8,450円
緊急時加算(月額)	5,400円	2,900円

* 夜間(午後6時～午後10時)または早朝(午前6時～午前8時)は25%加算、深夜(午後10時～午前6時)は50%加算

③ 訪問入浴看護

浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問して、入浴の介助を行うサービスです。看護師などが健康チェックを行うこともあります。



サービス費用のめやす

1回 12,500円

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。



サービス費用のめやす

1回 3,050円

⑤ 夜間対応型訪問介護

夜間にホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活の世話を行うサービスです。

サービス費用のめやす

● オペレーションセンター設置の場合

基本夜間対応型訪問介護	10,000円(月額)
定期巡回サービス	3,810円(1回)
随時訪問サービス	(I) 5,800円(1回) (II) 7,800円(1回)

(I) 1人の訪問介護員にサービスを受ける場合
 (II) 同時に2人の訪問介護員にサービスを受ける場合

● 上記以外の場合 27,600円(月額)



⑥ 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養の管理、指導を行うサービスです。



サービス費用のめやす ※在宅で利用の場合

職種	1回の金額	利用回数
医師・歯科医師	5,000円	1ヶ月に2回
管理栄養士	5,300円	1ヶ月に2回
歯科衛生士等	3,500円	1ヶ月に4回
医療機関の薬剤師	5,500円	1ヶ月に2回
薬局の薬剤師	5,000円	1ヶ月に4回
看護職員	4,000円	計画されたサービスの利用開始から2ヶ月の間に1回

⑦ 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンター(日帰り介護施設)などに通い、入浴、食事の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどを受けるサービスです。



サービス費用のめやす

利用する施設の種類と要介護度により異なります。

● 所要時間6～8時間の場合(日額)

	小規模型	通常規模型		小規模型	通常規模型
要介護1	7,900円	6,770円	要介護4	11,870円	10,130円
要介護2	9,220円	7,890円	要介護5	13,200円	11,250円
要介護3	10,550円	9,010円			

* 食費、日常生活費は別途負担となります。

■要介護1～5の認定者が利用できるサービス

⑧ 認知症対応型
通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、リハビリテーションなどを受けるサービスです。



サービス費用のめやす
利用する施設の種類と要介護度により異なります。

●所要時間6～8時間の場合(日額)

	単独型	併設型
要介護1	9,670円	8,690円
要介護2	10,710円	9,620円
要介護3	11,750円	10,550円
要介護4	12,800円	11,480円
要介護5	13,840円	12,410円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

⑨ 小規模多機能型
居宅介護

通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けるサービスです。



サービスを利用している方は、他の介護サービスの利用に制限がありません。

サービス費用のめやす(月額)

要介護1	114,300円
要介護2	163,250円
要介護3	232,860円
要介護4	255,970円
要介護5	281,200円

※食費、宿泊費、日常生活費は別途負担となります。

⑩ 通所リハビリテーション(デイケア)

医療施設や介護老人保健施設などに通い、入浴、食事の提供や、理学療法士や作業療法士による機能訓練などを受けるサービスです。



サービス費用のめやす ●多床室の場合(日額)

	介護老人福祉施設(併設型)	介護老人保健施設(I)	病院療養病床(I)
要介護1	7,030円	8,450円	8,460円
要介護2	7,740円	8,940円	9,560円
要介護3	8,440円	9,470円	11,940円
要介護4	9,150円	10,010円	12,950円
要介護5	9,850円	10,540円	13,860円

※代表的な施設形態での金額です。
※食費、滞在費、日常生活費は別途負担となります。

⑪ 短期入所生活介護
/ 短期入所療養介護
(ショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設などの介護施設に1日～2週間程度宿泊しながら日常生活の介護や機能訓練を受けるサービスです。日常生活上の介護を受ける「生活介護」と医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類があります。



⑫ 認知症対応型
共同生活介護
(グループホーム)

認知症の高齢者が少数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けるサービスです。



⑬ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けるサービスです。



サービス費用のめやす(日額)
利用する施設の種類と要介護度により異なります。

要介護1	8,310円
要介護2	8,480円
要介護3	8,650円
要介護4	8,820円
要介護5	9,000円

※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。

サービス費用のめやす(日額)

要介護1	5,710円
要介護2	6,410円
要介護3	7,110円
要介護4	7,800円
要介護5	8,510円

※食費、家賃、日常生活費は別途負担となります。

⑭ 地域密着型特定
施設入居者生活
介護

小規模な有料老人ホーム(定員29人以下)などに入所している方が、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。



サービス費用のめやす

施設の規模、職員の配置により異なります。

●ユニット型個室の場合(日額)

要介護1	6,690円
要介護2	7,400円
要介護3	8,100円
要介護4	8,810円
要介護5	9,410円

※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。



⑮ 地域密着型老人
福祉施設入居者
生活介護

小規模な特別養護老人ホーム(定員29人以下)などに入所している方が、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。

介護保険制度のご案内

■ 要介護1～5の認定者が利用できるサービス ■ 要介護1～5/要支援1・2の認定者が利用できるサービス

施設サービス

要介護1～5の認定を受けた方が利用できます（自立、要支援の方は利用できません）。

治療が中心か、介護が中心かなどによって入所する施設を選択します。

① 生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活上つねに介護が必要で、自宅では適切な介護が困難なお年寄りが入所します。食事、入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理など必要な介護サービスを受けます。



サービス費用のめやす（日額）

施設の規模、職員の配置により異なります。

● 介護福祉施設サービス費

	多床室	ユニット型個室
要介護1	6,510円	6,690円
要介護2	7,220円	7,400円
要介護3	7,920円	8,100円
要介護4	8,630円	8,810円
要介護5	9,330円	9,410円

※代表的な施設形態での金額です。※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。

② 介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要なお年寄りが入所します。医療管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。

サービス費用のめやす（日額）

施設の規模、職員の配置により異なります。

● 介護保健施設サービス費(1) (多床室)

要介護1	8,130円
要介護2	8,620円
要介護3	9,150円
要介護4	9,690円
要介護5	10,220円

※代表的な施設形態での金額です。※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。

② 医療が中心の施設

介護療養型医療施設（療養病床）

急性期の治療が終わり、長期間にわたる療養や介護が必要なお年寄りのための、医療機関の病床です。医療療養上の管理、看護などが受けられます。

サービス費用のめやす（日額）

職員の配置により異なります。

● 療養型介護療養施設サービス費(1) (多床室)

要介護1	7,940円
要介護2	9,040円
要介護3	11,420円
要介護4	12,430円
要介護5	13,340円

※代表的な施設形態での金額です。※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。

食費・居住費は、利用者との施設との契約で決定します。詳しい金額については、施設へお問い合わせください。

要介護1～5/要支援1・2の認定者が利用できるサービス

居室サービス

福祉用具の貸与

対象となる12品目の毎月のレンタル料の9割が保険給付されます。

品目	要介護2～5	要支援1・2 又は要介護1
① 車いす	○	
② 車いす付属品	○	レンタル料の保険給付はありません。
③ 特殊寝台	○	ただし、厚生労働大臣が定める一定の例外となる方については、給付の対象となります。
④ 特殊寝台付属品	○	
⑤ じょくそう予防用具	○	
⑥ 体位変換器 (起きあがり補助装置を追加)	○	
⑦ 認知症老人徘徊感知器 (離床センサーを追加)	○	
⑧ 移動用リフト本体 (階段移動用リフトを追加)	○	
⑨ 手すり	○	○
⑩ スロープ	○	○
⑪ 歩行器	○	○
⑫ 歩行補助つえ	○	○



福祉用具購入費の支給

レンタルに向かない商品5品目を購入する場合、1年間に10万円以内であれば対象用具を1割の負担で購入できます。（償還払い、領収書必要）保険給付される額は、最高で9万円です。（次ページ参照）



住宅改修費の支給

住み慣れた自宅で安心して暮らすために、改修費用を支給します。（次ページ参照）



福祉用具購入費の支給

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合は、その購入にかかった費用の9割相当額が福祉用具購入費として支給されます。購入の上限額は1年間に10万円です。保険給付される額は、**最高で9万円**です。

購入できる福祉用具

① 腰掛便座

・和式便器の上に置いて腰掛けるもの



●洋式便器の上に置いて高さや幅を補うもの

●移動可能（居室にて使用できる）なもの

※工事に伴う便器の取り替えは「住宅改修費の支給」の対象となります。

② 移動用リフトのつり具部分

※移動用リフト本体は「福祉用具の貸与」の対象となります。




③ 入浴補助用具

●入浴用いす

●浴槽内いす

●浴槽用手すり（浴槽の縁を挟んで固定する）

●入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にする）



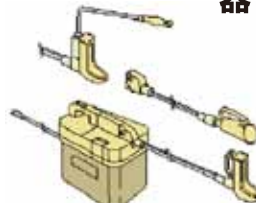
●浴室内すのこ（浴室の床の段差を解消できるもの）

●浴槽内すのこ（浴槽の底の高さを補う）

●入浴用介助ベルト（身体に直接巻き付けて浴槽への出入りなどを容易にする）

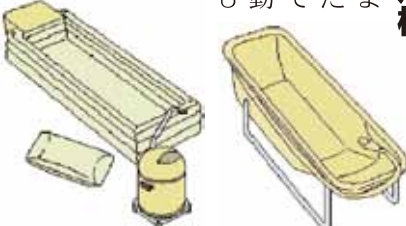
④ 特殊尿器

尿または便を自動的に吸引できるもの



⑤ 簡易浴槽

空気式または折りたたみ式等で簡単に移動ができるもの



購入費の支給の利用手順

購入にかかった費用をいったん全額自己負担し、領収書等を添えて提出すると、保険給付分（9割相当額）があとから支給されます。（残りの1割は自己負担になります。）

相談

ケアマネジャーや福祉用具専門員に相談します。

福祉用具を購入

必要な福祉用具を指定事業者から購入します。購入の費用はいったん全額自己負担になります。

※福祉用具販売業者に指定されていない事業者からの購入は支給対象となりません。
※購入の際に領収書を忘れずにもらいましょう。

申請

所定の申請書に領収書を添えて、申請をします。

9割分が支給されます

給付対象商品であることが確認され上限額内で購入費の9割相当額が支給されます。

住宅改修（介護予防住宅改修）費の支給


介護のため住宅を改修した場合、その改修にかかった費用の9割相当額が住宅改修費として支給されます。

改修の上限額は、原則として20万円です。保険給付される額は、**最高で18万円**です。

支給対象となる住宅改修

① 手すりの取り付け


廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒防止や移動補助のための手すりを取り付けます。




※取り付け工事の伴わない床置きや、便器を囲んで置いて使用する手すりは「福祉用具の貸与」の対象となります。


② 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の段差および玄関から道路までの通路等の段差を解消するために、敷居を低くしたり、スロープを設置するなどの改修です。





③ 滑りの防止や、移動を円滑にするための床または通路面の材料の変更

居室を畳敷きから板張りやビニール系床材等に変更、浴室の床を滑りにくいものに変更、通路面では滑りにくい舗装材への変更などの改修です。




④ 引き戸などの扉の取り替え

開き戸を引き戸や折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替え。ドアノブの変更や戸車の設置も含まれます。




※自動ドアにした場合は、動力部分の費用は保険給付の対象となりません。

※取り付け工事の伴わないスロープは「福祉用具の貸与」、浴室用すのこの段差解消は「福祉用具購入費の支給」の対象となります。

**⑤ 洋式便器などへの
便器の取り替え**
和式便器を洋式便器に取り替える場合。



※据置きの腰掛便座の設置は「福祉用具購入費の支給」が対象となります。

**⑥ ①~⑤の改修に伴って
必要となる住宅改修も
支給対象となります**

- 手すり取り付けのための壁の下部補強
- 床材の変更のための下地の補修や通路面の材料変更のための路盤整備
- 扉の取り替えに伴う壁や柱の改修
- 便器の取り替えや浴室の段差解消に伴う給排水設備工事 など

**改修費の支給の
利用手順**

改修にかかった費用をいったん全額自己負担し、領収書等添えて提出すると、保険給付分（9割相当額）があとから支給されます。（残りの1割は自己負担になります。）

相談

ケアマネジャーや住宅改修専門員に相談します。

工事前に申請

所定の申請書に次の書類を添えて、申請をします。
○ 住宅改修が必要な理由書
○ 工事費見積書
○ 完成予定の状態が確認できるもの（写真や図面等）

工事を依頼

工事業者に工事を依頼します。このとき費用はいったん全額自己負担になります。

必要書類を提出

工事終了後、次の書類を提出します。
○ 領収書
○ 工事費内訳書
○ 撮影日がわかる改修前後の写真

○ 住宅の所有者の承諾書（住宅改修を行った住宅の所有者が当該利用者でない場合）

9割分が支給されます

工事の内容が給付対象であることが確認され、上限額内で改修費の9割相当額が支給されます。

要支援1・2の認定者が利用できるサービス

【利用】 利用には、地域包括支援センターによるケアマネジメントが必要です。
【費用】 利用者は、利用したサービス費用の1割を負担します。

介護予防サービス

介護予防サービスは、要介護状態になることをできる限り防ぐことを目的に提供されるサービスです。

**① 介護予防訪問介護
（ホームヘルパー）**

食事作りや身の回りの掃除など、ご家族や介護保険制度以外のサービスで行えない場合に、ホームヘルパーが家庭を訪問し、認定者ご自身に協力しながら家事等を援助するサービスです。



サービス費用のめやす（月額）

必要な利用回数	金額
週1回程度	12,340円
週2回程度	24,680円
週2回程度を超える	40,100円

※金額は要支援1、要支援2ともに共通。
※週2回程度を超える利用は要支援2の方に限ります。

③ 介護予防訪問入浴介護

疾病などのやむを得ない理由で入浴に介護が必要なときに、浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問して、入浴介助を行うサービスです。



サービス費用のめやす

1回 8,540円

② 介護予防訪問看護

看護師や保健師、理学療法士等が、利用者の主治医からの指示により、家庭を訪問し、病状の観察や手当てを行うサービスです。

サービス費用のめやす（1回）

利用時間	訪問看護ステーションから	病院・診療所から
20分未満	2,850円	2,300円
30分未満	4,250円	3,430円
30分以上 1時間未満	8,300円	5,500円
1時間以上 1時間半未満	11,980円	8,450円
緊急時加算 (1ヶ月)	5,400円	2,900円

※夜間（午後6時～午後10時）または早朝（午前6時～午前8時）の利用は25%加算、深夜（午後10時～午前6時）の利用は50%加算

**④ 介護予防訪問
リハビリテーション**

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が家庭を訪問して、日常生活を助けるための機能訓練を行うサービスです。



サービス費用のめやす

1回 3,050円

⑤ 介護予防居宅療養
管理指導

通院が困難な方に対して、医師や歯科医師、薬剤師等が訪問し、療養の管理、指導を行うサービスです。

サービス費用のめやす ※在宅で利用の場合

職種	1回の金額	利用回数
医師・歯科医師	5,000円	1ヶ月2回まで
管理栄養士	5,300円	1ヶ月2回まで
歯科衛生士等	3,500円	1ヶ月4回まで
医療機関の薬剤師	5,500円	1ヶ月2回まで
薬局の薬剤師	5,000円	1ヶ月4回まで
看護職員	4,000円	計画された予防サービスの利用開始から2ヶ月の間に1回



⑥ 介護予防通所リハビリ
セッション(デイケア)

医療機関や介護老人保健施設等に通い、食事や入浴の提供を受けながら、日常生活の具体的な目標を達成するための、理学療法士や作業療法士による機能訓練等を提供するサービスです。

費用については、送迎や入浴等にかかる共通のサービスと、機能訓練等として利用する方が選択するサービス(運動器機能向上「栄養改善」「口腔機能向上」)の組み合わせにより変わります。

サービス費用のめやす (月額)

	共通的费用	選択的费用
要支援1	24,960円	・運動器機能向上 2,250円 ・栄養改善 1,500円 ・口腔機能向上 1,500円
要支援2	48,800円	

※食費、日常生活費は別途負担となります。



⑦ 介護予防通所介護
(デイサービス)

デイサービスセンター等に通い、食事や入浴の提供を受けながら、日常生活での具体的な目標を達成するための、機能訓練等を提供するサービスです。

費用については、送迎や入浴等にかかる共通のサービスと、利用する方が選択するサービス(運動器機能向上「栄養改善」「口腔機能向上」「アクティビティ」)の組み合わせにより変わります。

サービス費用のめやす (月額)

	共通的费用	選択的费用
要支援1	22,260円	・運動器機能向上 2,250円 ・栄養改善 1,500円 ・口腔機能向上 1,500円 ・アクティビティ 530円
要支援2	43,530円	

※食費、日常生活費は別途負担となります。



⑧ 介護予防短期入所
生活介護/介護予防
短期入所療養介護

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設等の介護施設で、短期間(おおむね7日程度)宿泊をしながら日常生活の介護や機能訓練を受けることができます。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)を利用する場合を、介護予防短期入所生活介護、介護老人保健施設等を利用する場合を、介護予防短期入所療養介護といいます。

費用については、利用する施設の種類や居室の形態によります。

サービス費用のめやす ●多床室の場合(日額)

	介護老人福祉施設(併設型)	介護老人保健施設(I)	介護療養型医療施設(I)
要支援1	5,140円	6,310円	6,320円
要支援2	6,330円	7,850円	7,860円

※代表的な施設形態での金額です。
※食費、滞在費、日常生活費は別途負担となります。



⑨ 介護予防特定施設
入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に対して必要な介護サービスを提供するサービスです。

サービス費用のめやす (日額)

要支援1	2,030円
要支援2	4,690円

※食費、家賃、日常生活費は別途負担となります。



⑩ 介護予防認知症
対応型共同生活介護
(グループホーム)

認知症グループホームに入居して、他の入居者と協力しながら日常生活を送り、機能訓練等を受けるサービスです。利用にあたっては、要支援1の方は利用できません。

サービス費用のめやす (日額)

要支援2	8,310円
------	--------

※食費、居住費、日常生活費は別途負担となります。



■ 要支援1・2の認定者が利用できるサービス ■ 非該当の方や介護(支援)が必要となるおそれのある方が利用できるサービス

⑪ 介護予防認知症
対応型通所介護

認知症の方を対象とした通所介護(デイサービス)で、介護予防通所介護とは異なります。



サービス費用のめやす

● 所要時間6~8時間の場合(日額)

	単独型	併設型
要支援1	8,350円	7,510円
要支援2	9,340円	8,390円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

⑫ 介護予防小規模
多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の状態や希望に応じて訪問や短期入所等を組み合わせて多機能なサービスを受けられます。このサービスを利用して、他の介護予防サービスの利用に制限がありません。

サービス費用のめやす(月額)

要支援1	44,690円
要支援2	79,950円

※食費、宿泊費、日常生活費は別途負担となります。



⑬ 介護予防福祉用具
貸与

日常生活の補助となる福祉用具が、一定の基準により貸与(レンタル)できるサービスです。

歩行や立ち上がりが自力でできる要支援1や要支援2の方には、一部、貸与できない品目があります。(13ページ参照)

⑭ 介護予防福祉用具
購入費の支給

介護予防に役立つ入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入し、1年間に10万円であれば対象用具を1割の負担で購入できます。(14ページ参照)

⑮ 介護予防住宅改修費
の支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に費用を支給します。(14ページ参照)

非該当の方や介護(支援)が必要となるおそれのある方が利用できるサービス

市町村が行う介護予防サービス(地域支援事業)

生活機能が低下して介護が必要となるおそれがある高齢者に対して、介護予防サービスを提供します。(一般の高齢者にも健康づくりや生活支援のサービスなどを提供します。)

介護予防(地域支援事業)の対象者を選定

● 対象 地域の65歳以上の高齢者

生活機能が低下している方をさまざまな方法で把握

- 生活機能の低下の有無を確認する調査(基本チェックリスト)で機能低下が心配される方
- 要介護認定の非該当者
- 地域の医療機関等から連絡のあった方
- 訪問活動等により生活機能の低下が心配される方

生活機能評価(健康診査)を受診

市町村(地域包括支援センター)で対象者を決定

「生活機能評価」(健康診査)における医師の総合判断を踏まえ、市町村で介護予防事業への参加が望ましい対象者(特定高齢者)を決定します。

利用できる介護予防サービス(地域支援事業)

① 運動器の機能向上

理学療法士等の指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。



② 栄養改善

管理栄養士等が、低栄養を予防するための食べ方や食事作り、食材購入方法の指導を行います。



③ 口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士等が、歯みがきや義歯の手入れ法の指導、摂食・嚥下機能を向上させる訓練などを行います。



◆ 閉じこもり予防・支援
◆ 認知症予防・支援
◆ うつ予防・支援

閉じこもりやうつ、認知症は、いざいざ地域で行われるさまざまな活動への参加が、状態改善の大きな鍵を握ります。市町村が行う各種の健康教室や、介護予防プログラム、ボランティアによる活動などを通じて、予防や支援を行っていきます。

平成22年7月1日発行
富士見町教育委員会編集
☎62-9235
kodomo@town.fujimi.nagano.jp

定例教育委員会
7月 7日(水)
8月10日(火)
午前10時より
役場2階会議室
(変更の場合もあります)



町内4小学校交流が始まりました♪ 落合小学校児童 富士見小学校運動会に参加

今年から町内4小学校交流が始まり、その第一歩として6月5日に行われた富士見小学校の運動会に、落合小学校の全校児童35名が参加しました。

当初落合小学校は大玉送りだけの参加予定でしたが、計画を進めていく中で本格的に合同で行うことになり、ダンスやリレーを除き、入場行進からほとんどの種目に参加しました。

富士見小学校では児童らが「心を一つに励ましあう運動会」をスローガンに決め、合同練習から落合小学校の児童を温かく迎えていました。富士見小学校の渡邊文雄校長は「児童はいつも増してはきつっていた。どの先生も子どもたちも学校関係なく、自然と一つとなりまさにスローガン通りだった」と話していました。

落合小学校の児童の中には、合同練習前は戸惑い、大勢の中に入ることを不安に思う姿も見られました。しかし練習の過程で交流が進み、運動会当日には「友達が声をかけてくれ、緊張がほぐれた」「一緒に応援し、



仲良くなりまた一人友達になれた」など交流をしてよかったという声が多くありました。落合小学校の池田隆校長は「大人数の運動会の良さを知ること、自分たちの運動会の良さにも気づき、誇りを持ってほしい」と今回の交流に期待を込めていました。

出前講座

町の職員が生涯教育のお手伝をしています

出前講座
「川路筋の文化財」
を終えて

平成22年5月24日(月)
町の学校の一つ、落合地区にある落合小学校にて、出前講座を行いました。

最初先生からは、富士見町の歴史全般についてお話いただきたい旨連絡があり、内容もたくさんある中で、どのように生徒に理解してもらおうか悩みました。それは1時間程度と、授業として組まれた時間で進めなければならなかったからです。

講座を聴くのは6年生。一般向けには何度か話したことはあるが、小学生を前に話すのは、そうそうあるものでない。われわれの仕事の一つに、来館者への解説役という役割があるが、解りやすく、面白く、印象に残るよう

に、そして次に結びつくように話してあげることが念頭にいられているものの、マニュアルがあるわけでもなく、その人の顔をみながら対応しているのが実情。どうすれば生徒が食いついてくるのだろう、あるいは興味を抱くのだろうと考えた末、地元歴史に限定してみることだと思いついたのです。

そこで地理の上で、釜無川と立場川そして乙貝川の合流点の瀬沢集落から、下葛木の集落までを川路筋と呼んでいること、川が集合するところから付いたとされる落合という名の由来について、話し始めました。するとどうだろ、生徒の目がずいぶん輝いているではないか。思わず胸を撫で下ろしました。

確かに経験は積むにこしたことはない。しかし、それ以上に聴く人の側にとって組み立てることの難しさを、実感した出前講座でした。

文化財係 樋口誠司

「子ども読書読み聞かせ講座」の開催

富士見町図書館において、「子ども読書読み聞かせ講座」全3回を開催します。

- 【日程】 ① 7月29日(木) ② 9月30日(木) ③ 11月25日(木)
- 【時間】 いずれも午後1時30分～3時
- 【場所】 コミュニティ・プラザ大会議室(2階)
- 【講師】 牛山 貞世 先生(茅野市在住)
- 【内容】 読み聞かせの方法と実演①～③
- 【対象】 読み聞かせ実践者、読み聞かせに興味をもっている方など、どなたでも。無料です。年齢に関わらず大勢の方、おいでください。

問 富士見町図書館 ☎62-7930

通学路視察を行いました



5月28日、町とPTA連合会による通学路視察が行われました。PTA、教育委員、学長、町建設課、町交番が、各校PTAから挙げられた危険箇所(各小学校3箇所、中学校4箇所)を見て回りました。

町で対応できるところは改善し、国や県に関係するところは改善を要望します。

学校教育支援リーダーバンク登録制度について

この制度は、町内各小中学校において学校教育支援をしていただける方(適応指導員、教育支援員、介助員、通訳、伝統文化継承者、養護教諭補助、看護師など)を事前に登録し活用するものです。

項を記入のうえ、教育委員会子ども課に提出してください。登録申込書は、お問い合わせください。町ホームページからもダウンロードできます。

問 子ども課

総務学校教育係

☎62-92335

お気軽にご相談ください

子どもに関するなんでも相談

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
☎62-9233
～ 家庭相談員(宮沢)が対応します～

就学等に関する教育相談

月・火・木曜日 午前9時～午後3時
☎62-3118
～ 教育相談員(土川)が対応します～

編集後記

ついに梅雨に入りました。沖縄は梅雨明けになるようですが、カラッとした富士見町の晴天、夏が待ち遠しいですね。(Y)

7月18日(第3日曜日)は家庭の日

海や山へ出かけたり、家でゆっくり過ごすなど、家族のふれあいを深めましょう。



家庭の日

8月1日から福祉医療費受給者証が更新になります

福祉医療費制度とは

(医療費特別給付金制度)

医療費（一部負担金）の一部を町が給付することにより、各家庭の経済的負担を軽減する為に設けられている制度です。

更新手続き

【手続場所 役場1階3番窓口】

- ①該当する方には7月下旬に受給者証を郵送します。(手続きは不要です。)
- ②前年度所得の確認が必要な方には通知しますので、手続きをしてください。
- ③右の資格要件にあてはまる方で、福祉医療の申請をされていない方は、手続きをしてください。

福祉医療費受給資格要件

心身等に障害のある方	身体障害者手帳の1級、2級及び3級の方
	療育手帳所持者(A1、A2、B1)
	精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方
	特別児童扶養手当1級対象児童
	障害年金1級9、10、11号を受給されている方
65歳以上	身体障害者手帳4級の音声、言語機能及び下肢障害の1号、3号、4号の方
	障害年金の1級、2級を受給されている方
母子・父子家庭等	18歳未満又は20歳未満で高校在学中の子を養育しているひとり親及びその子、又は父母のいない児童
乳幼児・児童	出生、転入等の日から15歳の3月31日までの間にある乳幼児、児童

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

健康ふじみ21 歯の健康推進チームだより

教えて! 知って得する歯の健康マメ知識 ②

先月号から始まった「知って得する歯の健康マメ知識」コーナー。2回目は、なぜ健康な「歯」、健康な「口」が大事なのか考えてみましょう。

歯や口が健康であれば、よく噛むことができます。歯や口を健康に保つためには、子どもに歯みがきの習慣をつけ、甘い物に偏らない食生活を送り、「むし歯」や「歯周病」にならないようにすることが大切です。そこで今回は、町の乳幼児健診でよくある質問を、町の歯科医師に聞いてみました。

Q: 赤ちゃんに歯が生えてきました。この頃からできるむし歯予防法はありますか?

赤ちゃんの時期も、歯が生えてきたら適切な歯磨きによって歯の汚れをとることが大切です。

生後半年を過ぎると下の前歯から生えてきますが、この時期は歯磨きを始めるための大切な時期です。いろいろな場面で親や兄弟のまねをします。家族みんなで磨いている場面をみせたり、歯ブラシを一緒に持たせて口の中に入れてみたりして、歯ブラシの感触に慣れるようにしましょう。

※きちんと磨くことより歯磨きに慣れることのほうが大切な時期なので、ゴシゴシと強く磨くのは禁物です。

また、眠っている間は唾液の分泌量が減少するために、歯に汚れが付きやすくなります。夜間の授乳や、授乳しながら寝かしつかせる習慣は出来るだけ控えましょう。

MEMO① 甘味について

甘味は本来人間に好まれやすい味であり、嗜好性もつきやすいものです。他の味を受け入れにくくなり偏食の原因にもなるので、むし歯予防の面ばかりでなく、糖分を多く含む飲料や食事は避けましょう。

MEMO② よく噛むことで得られる効果

- 脳の働きが活発になる
- 消化吸収が良くなる
- からだの抵抗力が高まる
- 肥満防止
- 表情が豊かになる

むし歯予防は赤ちゃんの頃からできるんですね。子どもの頃からむし歯を予防し、丈夫な歯を作るように心がけていきましょう。



問 健康ふじみ21 歯の健康推進チーム事務局 住民福祉課 保健予防係(保健センター内) ☎62-9134

親子水泳教室

泳ぎを覚えたい、あるいはも
っとじょうずに泳げるようにな
りたい小学生親子を対象とし
た水泳教室を開催します。

●日程

8月2日(月)～5日(木)ま
での4日間(毎日連続)

午後6時30分～午後8時

●会場

海洋センタープール

●受講資格

町内小学校に通学する児童
とその保護者(または家族)

●受講料

保険料として参加者一人に
つき500円

(保護者等も保険加入)

●指導者

B & G インストラクター
および富士見水泳クラブ

●定員

先着10組まで

●申し込み

7月25日(日)まで ※定員10
組に達し次第締切ります。

●その他

・プール集合・解散です。
・用具は各自で用意してくだ
さい。

お知らせ

告知放送加入のご案内

町では、町の広報活動及び住
民相互間の連絡を円滑にし、住
民の福祉の増進に資すること
を目的として、有線放送を行っ
ています。

昨年4月から、有線電話に替
わり、受信端末機での告知放送
を開始しました。

この告知放送の新規加入者を、
随時募っています。安全・安心
な生活のために、ぜひご加入く
ださい。

なお、設置工事費と使用料が
かかります。詳しくはお問い合
わせください。



問 総務課 文書情報係

☎662-9331

7月は「社会を明るくする運
動」強調月間です。この運動は
昭和26年に始まり、今年で60回
目を迎えます。「社会を明るく
する運動」は、すべての人々が、
犯罪や非行の防止と、罪を犯し
た人たちの更生について理解
を深め、それぞれの立場におい
て力を合わせ、犯罪や非行のな
い地域社会を築こうとする全
国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのは
地域社会であり、罪を犯した人
がその罪を償い、更生を果たす
場もまた地域社会です。

罪を犯した人や非行のある少
年も、いずれば更生して社会に
復帰し、地域社会の一員として
より良い社会の実現を担う立
場にあります。地域のみなさん
の温かい支えが、立ち直りの力
になります。

町では保護司が中心となり、
更生保護女性会をはじめ関係
機関・団体等との連携を密にし、
夢や希望を持って、支え合って
生きていける明るい地域づく
りができるよう、この運動を進
めています。皆さんのご理解、
ご協力をお願いします。

問 住民福祉課 社会福祉係

☎662-9144

夏の交通安全やまびこ運動

- ◆スローガン 信濃路は ルールとマナーの 走るみち。
- ◆期 間 平成22年7月19日(月)～7月25日(日)

- 《運動の重点》
- ・高齢者の交通事故防止
 - ・全ての座席のシートベルトとチャイルド
シートの正しい着用の徹底
 - ・飲酒運転の根絶
 - ・自転車の安全利用の推進



夏の行楽シーズンを迎え、県外から訪れる旅行者が増えます。普段通り慣れた道路だからといって過
信せず、一旦停止や交差点での安全確認を充分に行ない、交通事故のない町にしましょう。

【交通事故相談所巡回相談】

交通事故に関することでお悩みの方は、お気軽にご相談ください。
相談は無料、秘密は厳守します。

- ◆日 時 毎月第2木曜日 午前10時～午後3時(祝日を除く)
- ◆会 場 諏訪合同庁舎3階 301号会議室

問 諏訪地方事務所 地域政策課
☎57-2900

住民だより

6月

■5月15日～6月14日の届出■ 〈敬称略〉

●出生・転入・転居は14日以内に死亡は7日以内に届出を

結婚おめでとう

氏名	出身地
荒川 邦彦	高森
菊池 ちひろ	茅野市

出生おめでとう

氏名	父の名	母の名	区名
濱 優介	正 樹	久美子	富士見
萩原 大智	敬 三	佐知子	御射山神戸
名取 隼佑	幸 徳	順 子	富士見
雨宮 健琉	匡 志	佐智保	瀬沢新田

おくやみ申し上げます

氏名	年齢	世帯主	区名
伏見 東子	72	東子	富里
和田 吉治	74	吉治	瀬沢新田
平出 さよ	84	進	池袋
小林 清治	82	清治	木之間
小池 和子	82	仁郎	下蔦木
両角 ふが	92	ふが	富里
北原 祐司	46	祐圓	瀬沢新田
上條 恵子	79	恵子	松目
内藤 大作	91	秀儀	小六

7月の納税等

固定資産税／後期高齢者医療保険料
国民健康保険料／保育料
上下水道使用料／住宅使用料

納期限・振替日は8月2日(月)です

※毎週火曜日は午後7時まで夜間納税窓口を開設しています。ご利用ください。

問 財務課 収納係 ☎62-9123

募 集

第40回富士見町民
水泳大会 参加者

●日時

8月21日(土) 午前8時～

●会場 海洋センタープール

●参加資格 町内に在住・通勤・通学している方

●申し込み 7月23日(金)ま

でに、小中学校は各学校へ、

高校生以上は左記までお申

し込みください。

問 生涯学習課 社会体育係

☎62-2400

「キッズスポーツ教室」

参加者

●日時 7月10日(土)

①小学1～3年生

午前9時30分～10時30分

②小学4～6年生

午前10時30分～正午

●会場

町民センター体育館

●定員 ①②各20組の親子

●内容 遊びから運動へ親子ゲーム、コーチング(大人の接し方)など、楽しく無理

なくトレーニングを行います。

講師 ハケ岳コンディシ

ヨニング・サポートトレーナ

ー 北澤 大悟氏

●補助 町地域スポーツク

ラブ運営委員会・富士見町体

育指導委員

●持ち物 運動のできる服装、

屋内運動靴、水分補給用の飲

み物等

●参加費

クラブ会員(家族で500円)

会員以外(家族で700円)

申込問 ☎62-6126

富士見町地域スポーツクラ
ブ事務局まで

小池澄雄写真展

—この星の家族たち—

町内在住の写真家、小池澄雄さんが南極やアフリカ、カナダなど、世界各地で撮影された動物の写真を展示します。愛くるしく、たくましく生きる姿をご覧ください。



期 間 平成22年7月9(金)～8月31日(火)
会 場 コミュニティ・プラザ2F 高原のミュージアム
開館時間 午前9時30分～午後5時
入 館 料 300円(小中学生は諏訪管内在住無料)

問 ☎62-7930

相談・説明会

相談・説明会名	日 時	会 場
結 婚 相 談	7月13・20・27日(火) 8月3・10日(火) 午後1時～午後5時15分	結婚相談所(役場4階) ☎62-7853
行 政 相 談	7月16日(金) 午前10時～午後3時	町民センター 2階 ☎行政相談員 ☎65-3627 事務局・住民福祉課 住民係 ☎62-9112
心 配 ご と 相 談	7月16日(金) 午前10時～午後3時	町民センター 2階 ☎社会福祉協議会 ☎62-6766
年 金 相 談	8月4日(水) 午前10時～午後3時	役場3階 301会議室 ☎住民福祉課 国民年金係 ☎62-9111
税 理 士 税 務 相 談	7月14日(水) 午前10時～正午	下諏訪商工会議所会館 ☎28-6666
行 政 書 士 会 社 会 保 険 労 務 士 会 無 料 相 談 会	7月17日(土) 午前10時～午後3時	茅野駅前 ベルビア3階 マリオローヤル会館 ☎79-5425 (行政書士会) ☎24-2416 (社会保険労務士会)
シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー 入 会 説 明 会	7月14日(水) 午後2時～	茅野広域シルバー人材 センター ☎73-0224 ☎62-7766
女 性 の た め の 悩 み 相 談	一般相談電話受付 (毎週火曜日～土曜日) 午前8時30分～午後5時 ※(金)のみ午後9時まで	県男女共同参画センター (岡谷市) ☎22-8822

スポーツスケジュール

日 時	事 業 名	会 場
7月9日(金) 午後7時～	地域スポーツクラブ事業 すくすくスポーツ・デー	町民センター
7月10日(土) 午前9時30分～正午	キッズスポーツ教室	町民センター
7月10日(土) 7月11日(日) 午後1時～4時	海洋センタープール オープン (無料開放)	海洋センタープール
7月18日(日) 8月1・22・29日(日) 午後5時～	小学生野球教室	町民広場野球場 (雨天:海洋センター)
7月19日(月・祝) 午前8時50分～	第25回 富士見町民 バドミントン大会	町民センター
7月25日(日) 午前8時45分～	第39回 富士見町民 ソフトテニス大会	町民広場テニスコート
7月16・23・30日(金) 8月6日(金) 午後6時30分～	アクアビクス教室 (7月16日 開講式) (8月6日 閉講式)	海洋センタープール
7月17日(土) 雨天:7月18日(日) 午前9時集合 午前11時30分解散予定	地域スポーツクラブ事業 ぶらり健康ウォーキング	海洋センター駐車場 ～乙事橋～乙事諏訪社 ～十一面観音堂 ～海洋センター駐車場
7月9日(金) 7月22日(木) 午前10時～	地域スポーツクラブ事業 ストレッチの集い	町民センター
7月23日(金) 午後7時30分～	フリースポーツデー	町民センター
8月2日(月) ～8月4日(水)	友好都市多摩市との ハケ岳子どもサッカー交流	町民広場総合運動場 多摩市立ハケ岳少年自然の家
8月2日(月) ～8月5日(木) 午後6時30分～	親子水泳教室 (8月2日 開講式) (8月5日 閉講式)	海洋センタープール
8月10日(火) 午後7時～	体育施設利用者会議	町民センター

☎生涯学習 課社会体育係 ☎62-2400

休日当番医・薬局

期 日	当 番 医	当 番 薬 局	
7月	11日(日)	高原病院 ☎62-3030	ミツワ西友薬局 ☎62-7586
	18日(日)	高原病院 ☎62-3030	さくら藤沢薬局 ☎61-1815
	19日(月・祝)	高原病院 ☎62-3030	藤 沢 薬 局 ☎62-2106
	25日(日)	高原病院 ☎62-3030	ミツワ西友薬局 ☎62-7586
8月	1日(日)	高原病院 ☎62-3030	さくら藤沢薬局 ☎61-1815
	8日(日)	高原病院 ☎62-3030	ミツワ西友薬局 ☎62-7586

全町対象／燃えるごみの収集

日 時	毎週月曜日 午前9時～11時 (祝日も実施)
場 所	役場裏駐車場 (第2体育館駐車場)

全町対象／資源物の収集

日 時	※8月7日(土) 午前9時～11時
場 所	役場前駐車場

※長野県知事選挙投票日と重なり、駐車場の混雑が予想されますので、日程を変更しました。
 〈変更前〉 8月8日(日) 午前9時～11時
 〈変更後〉 8月7日(土) 午前9時～11時

粗大ごみの収集

7月12日(月)	信濃境・池袋・田端・先達・葛窪
7月26日(月)	下篤木・上篤木・神代・平岡・机 先能・瀬沢・富士見台
8月 2日(月)	富士見・富里
8月 9日(月)	御射山神戸・栗生・大平・松目 原の茶屋・花場・休戸

資源物の収集

7月15日(木)	富士見地区
8月 5日(木)	本郷・落合・境地区

※プラスチック類のみ

7月15日(木)	本郷・落合・境地区
8月 5日(木)	富士見地区

役場窓口業務 延長日

7月13日(火)・20日(火)・27日(火) 8月3日(火)・10日(火)	午後5時15分～午後7時
--	--------------

水道指定給水装置工事事業者 土・日・祝日当番店

月 日	当 番 店	電 話	
7月	11日(日)	富士見設備	62-2421
	17日(土)	太陽住設	62-2093
	18日(日)	山本管工事	64-2649
	19日(月・祝)	戸井口建設	65-3213
	24日(土)	三善工業	66-2078
	25日(日)	坂本鉄工所	62-2065
8月	31日(土)	窪田設備	62-7004
	1日(日)	窪田鉄工設備	62-3253
	7日(土)	エ ン ド ウ	62-5656
8月	8日(日)	リビングクボタ	62-5391

こんにちは

◆地域包括支援センター
☎62-8200

地域包括支援センターです

腰・ひざは 痛みますか？

50歳以上の6～7割に腰・膝の不調があると言われます。原因は、筋力の低下、骨がもろくなる、軟骨がすり減ることなどです。

このことにより痛みや転びやすいなどの症状が出て、寝たきりや介護が必要になることもあります。

○痛みが強い場合は医師の診察を受け、治療しましょう。

○医師の許可が出たら、今度は体を動かします。

「痛いから動かさない」ではなく、自分の体力に合った体操をすることで筋力がつき、痛みの軽減につながります。

例) 足のバランスをよくする体操

●すぐつかまれるよう、机・椅子などがあるところで片足立ち。

●片足を2センチ程度上げて片足立ち1分間。

1日3回。つらい時は椅子につかまる、足をつくなどしてみましょう。

○足腰の負担が少ない生活をしましょう。

ふとんや物を持ち上げる時は、手を使うだけでなく、膝を曲げて腰から立つようにしましょう。

●階段を登る時は元気な足から。降りる時は痛い方の足から。

●寝る時は膝下にクッションを入れて、横向きに。

●荷物を持つ時は、できるだけ両手で持つか、リュックなどのかばんを使う。

●ふとんからベッド、椅子、洋式トイレなど、足腰に負担のない生活に変えてみる。

*体操については、専門家にご相談ください。

富士見町健康カルタ

「レパートリー 男の料理 ひとつ増え」読み人知らず

健康ふじみ21

◆住民福祉課 保健予防係
☎62-9134

いきいき通信

—富士見町健康づくり計画「健康ふじみ21」
を推進しています—

心と音の関係

現代は、社会病と言えるストレスが蔓延しています。ストレスは放置しておくとう疾病の引き金となり、疾病がまたストレスを引き起こすといった悪循環になっています。

人はそよ吹く風、ゆれる若葉、せせらぎの音など、時間とともに少しずつ変化している「ゆらぎ」という現象に最もやすらぎを感じます。この「ゆらぎ」は周波数に反比例するもので「1/fゆらぎ」と呼ばれています。人の心拍の間隔やα波(脳波)も同じゆらぎの仲間になります。

ストレスを解放するには田園生活が良いと言われますが、これは「ゆらぎ」に関係しています。田園生活では「1/fゆらぎ」を多く感じることができ、人が最もリラックスした状態の時に脳から出るα波が容易に発生しやすい条件を、一番よく備えています。

そのような生活がなかなか難しい場合は、音楽がそれに代わるものとなります。心にアプローチする音楽をいくつか紹介します。お試しください。(これらは一例です)

- 疲労を回復し、活力を生む音楽
モーツァルトの「フィガロの結婚」序曲
- 気力を充実し、活力を生む音楽
ベートーヴェンの「交響曲第9番」
- 体力の充実を感じ、活力を生む音楽
ワーグナーの「ワルキューレの騎行」
- 温かさを感じ、不安と緊張を解く音楽
ヴィヴァルディの「四季」より春
- 心をゆったりとして、不安と緊張を解く音楽
バッハの「G線上のアリア」

親と子の健康ガイド

7月 (7月11日～8月10日)

◆健康診査・予防接種

事業名	対象児	期日	集合時間	会場
4ヵ月児健診	平成22年3月生まれ	7月28日(水)	午後1:00	保健センター
7ヵ月児健診	平成21年12月生まれ	8月4日(水)		
10ヵ月児健診	平成21年9月生まれ	7月16日(金)	午後1:40	
2歳児歯科健診	平成20年5月～6月生まれ	7月21日(水)	午後1:00	
3歳児健診	平成19年5月～6月生まれ	8月6日(金)	午後1:30	
B C G 3種混合	平成22年2月7日～平成22年5月6日生まれ 生後6ヵ月～7歳6ヵ月	7月23日(金)	午後1:15～1:50(受付)	

◆相談・教室

事業名	期日	受付時間	会場
乳幼児相談	8月5日(木)	午前9:30～10:30	保健センター

問 住民福祉課 保健予防係 ☎62-9134

【毎月19日は食育の日です】

夏本番!冷たくて甘いジュースを飲みすぎいませんか? しっかり食べて、水やお茶で水分補給をして夏を元気に乗り切りましょう。

富士見高等学校 家庭科教諭 山田佐江

今日から明日へとたゆみなく続くまちづくり、地元事業者の皆さんの活躍は大きな力です。町民の皆さんも、どうぞ応援をよろしくをお願いします。今月は、富士見で『東海自動車興業』を営む小林一善さんをご紹介します。



小林一善さん（39歳）『東海自動車興業』経営

Q1 仕事の内容をご紹介ください

主に自動車の修理・販売を行っています。

Q2 この仕事を選んだ理由は？

日々お客さんと接する今の仕事が自分に合っており、いろいろな車を修理したかったからです。

Q3 仕事の中でご苦労されていることは？

新型車をはじめ、車の製造技術・構造が日々進歩しているので、常に変化に対応できるよう心がけなくてはならないところです。

Q4 この仕事をしていて良かったと思う時は？

車が直り、「ありがとう」と言っていただけたときです。

Q5 今後の抱負をお聞かせください

東海自動車に車を出して「よかった」と思っていただけの仕事をしていきたいです。



工場で、軽自動車前輪ドライブシャフトの修理

最後に一言！

国産、外国産、年式も昭和から現在まで、いろいろな車の修理をしています。購入したい車があれば、できる限り希望に合った車を探します。小さなことでもお気軽にご相談ください。お待ちしております。

子どもたちの給食めぐり

“おいしく食べて元気に育て”



たけのこの歯ごたえを満喫！

【提供：境小学校栄養士】

⑧ 境小学校



全校生徒124人、教職員18人、合わせて142人分のたけのこご飯に、長さ30cm程度のたけのこを6本使いました。味が染みて、とてもおいしかったです！

境小学校の周りには、自然の恵みがたくさんあります。みつば、わらび、ふき、タラの芽、きのこ、栗、そして5月末に採れるのがたけのこです。今年は豊作で、たくさんのたけのこが採れました。

そこで、給食にも学校のたけのこを使った、「たけのこごはん」を出しました。水曜日に採って1日あく抜きをして、5月28日金曜日、給食に使いました。



学校裏の竹林でたけのこ採り

●作り方（4人分）

① たけのこごはん

- ① たけのこ正味100g、にんじん40g、鶏胸肉30gを食べやすい大きさに切る。
- ② 三温糖小さじ1、醤油大さじ1、酒小さじ1、みりん小さじ1と①を入れ軽く煮る。
- ③ 米2カップを研ぎ、煮汁と水あわせて420ccを加え、水を分量まで入れて炊く。

- ④ 彩りよく茹でたいんげん50gを入れる。

② 昆布豆

- ① 昆布10gを水に戻しておく。ごぼう25g、にんじん1/4本、ちくわ1/4本を角切りにする。
- ② 醤油大さじ1、三温糖大さじ1、みりん小さじ1で①と水煮の大豆50gをコトコト煮込む。

▲見事なたけのこ

③ じゃが餅汁

- ① じゃがいも大1個を柔らかく茹でて、つぶす。片栗粉40gと練り合わせる。
- ② えのき30g、白菜200g、油揚げ30gを食べやすい大きさに切り、だし汁3カップを取った鍋で柔らかくなるまで煮る。
- ③ ①を団子状に丸め、鍋の中へ入れ、味噌適宜を入れる。

＜たけのこのあくの抜き方＞

- ① 上部に包丁で切りこみを入れ、ある程度皮をむく。上部は切り落とし、大きいものは2つ割にする。
- ② ひたひたの水とこぬかをいれ、箸が通るくらいまでコトコト煮る。火を止めて自然に冷めるまでそのまま置いておく。
- ③ ぬかを洗い落とし、水に浸しておく。1週間くらいもつ。その都度水を換えるとよい。



「町花すずらん」5月16日 役場前庭
昨年より10日ほど遅い見頃となりました

富士見町のみなさんの様子をお伝えします。



お田植え

5月28日 高森にて

5月下旬、町内のあちこちの田んぼで田植えが行われました。今年は直播による水稲作付も30haに増加し、町全体の作付面積は約442haとなっています。きらめく光と風…田園と雄大な山々は、富士見町の美しい原風景です。



入笠山開山祭

6月5日 入笠山 御所平峠駐車場

伊那市、富士見町の観光・自治体関係者、登山者約150名が集い、入笠山(1955m)の開山祭が行われました。入笠山旅館組合主催の神事で登山者の安全を祈願したあと、記念のピンバッジを手にした登山者は、山頂を目指しました。



第7回アドベンチャー in Fuji 開催

5月16日 富士見パノラマリゾート

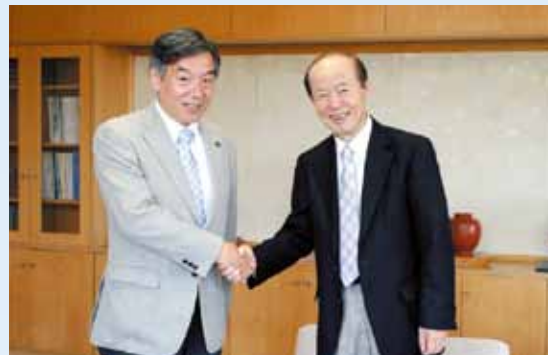
今年は天気もよく、招待選手8名と参加者650名が、マウンテンバイクで入笠山の林道などを走りました。標高差900m、50kmの参加選手は「これから長いよな～」とスタート、2時間半から6時間余をかけてゴールしました。



入笠湿原から4.7kmを電動アシスト自転車で

6月5日 富士見パノラマリゾート

富士見パノラマリゾートでは、6月11日から電動アシスト自転車20台を貸し出しています。コースは入笠湿原から大阿原湿原までの約4.7kmで、レンタル料は2時間1000円(ヘルメット付き)延長1時間ごとに300円です。



友好都市多摩市長 町長を訪問

5月17日 町長室

4月11日の選挙で5代目、初の民間出身市長となった多摩市の阿部裕行(あべひろゆき)市長が、町長を訪問しました。今後入笠山への植栽の他、富士見OKKOH参加などで、富士見町に見える予定です。



180人のスズラン・サポーターがドイツスズラン苗を植えました

6月6日 富士見パノラマリゾート 植栽ボランティア

町産業課主催で植栽ボランティア活動が行われ、公募のスズラン・サポーターがゲレンデ最上部の花壇に1万2千株のドイツスズランの苗を植えました。町開発公社でも3万6千株を植え、今年度はあわせて4万8千株を植栽します。植栽は2012年まで行う予定です。



国道沿いのゴミを拾いました

5月26日 下鷲木から御射山神戸

町環境衛生自治会連合会10名、カゴメ(株)富士見工場担当者3名、建設課職員4名と役場新入職員10名、合わせて27名が参加して、可燃ごみ80kg(昨年100kg)、不燃ごみ40kg(昨年20kg)を拾いました。



西山保育園では10年ほど前、原の茶屋の名取一徳さんのお孫さんが保育園児だった時から、ご好意で畑にサツマイモを植えさせていただいています。園児たちは、2つの畝に100本ほどの苗を植えました。秋のいも掘りが楽しみです。

6月11日 西山保育園 年長児
サツマイモを植えたよ



富士見小学校運動会は、午前8時45分から午後3時前まで、紅白応援合戦はじめ19のプログラムが行われました。交流で落合小児童の参加種目もあり、あわせて463名が、広い校庭で元気よく競技しました。

6月5日 富士見小運動会 3・4年綱引き
一本の綱で真剣勝負



台風・集中豪雨による災害に備え、水防訓練を行いました。午前9時に土砂災害警戒情報(訓練)を同報無線・告知放送により広報し、消防団は河川巡視パトロール、町職員は災害対策本部での情報収集訓練を行いました。

6月13日 富士見町 富士見町消防団
水防訓練を実施しました



乙事区高齢者クラブでは、町建設課、交通安全協会、茅野警察署などの協力で、交通安全教室を実施しました。教室では、歩行補助車(電動車イス)について、正しい操作方法、道路の通行方法を体験しました。

6月9日 乙事区役所 乙事区高齢者クラブ
高齢者の交通安全教室

うちの村のお宝紹介

第33回 『自然と風情の美しさに恵まれた地』 原の茶屋区



区長の名取俊雄さん
富士見公園 島木赤彦の碑前にて

区長の名取俊雄さんに伺いました。

原の茶屋区の起こりは、今から238年前に遡ります。慶長10(1610)年頃に甲州街道の甲府～下諏訪間が整備されたものの、とちの木と御射山神戸の間には家がなく、冬には今の原の茶屋あたりで凍死する旅人もあったそうです。そこで、このあたりで茶屋をやれば旅人も助かるだろうということで、明和9(1772)年に松目新田の名取与兵衛という人が移り住んだのが始まりです。

明治12(1879)年、原の茶屋の人々は、当時入会地の一部であった富士山や八ヶ岳の眺望が素晴らしい土地を買い受けて、小さな公園をつくりました。のちの明治31年、東京では正岡子規による短歌革新運動がおり、子規の没後、それを継承した伊藤左千夫は、諏訪の島木赤彦と交友を重ねています。

この間に左千夫は、しばしば富士見を訪れ、この公園の丘の自然景観をたたえ、公園の設計を推奨しました。これを受けて富士見村が用地を確保し、左千夫の構想と村人の奉仕によって、明治44年に富士見公園が完成したのです。その後公園には、伊藤左千夫をはじめ島木赤彦、斎藤茂吉、森山汀川などの歌碑が建立されました。

原の茶屋は、自然と風情の素晴らしさに恵まれた诗情豊かな地であり、多くの文人が訪れては名文名句を残しています。区民も古くから「鶴鳴舎」の吟舎名で俳諧に親しんでいます。

この夏はのんびりと、原の茶屋を通る甲州街道を歩いてみませんか。



▲甲州街道のウォーキングを楽しむ人のために、区内に井戸が整備されています。



▲「富士見公園」伊藤左千夫の歌碑と東屋

次回は松目区をご紹介します。

オニグルミはみんなの大好物



烏帽子のとあるお宅の庭に、とても大きなオニグルミの木がある。

目通り330cm、高さは20m。途中で分かれる枝は太く、南東側にも12m伸びていた。幹の中央は大きく裂けて空洞になっていて、まるで祠のようだ。いまも毎年実を付けているのが不思議なくらいである。

持ち主のお宅の先々代が小さい頃には庭先に植えられていたことから、樹齢は300年ほどであろうか。

近所の子

どもたちは昔から、かくれんぼや雨宿りをする格好の遊びの場としていたようだ。



子どもたちが見上げた祠の天井は…?

オニグルミ(鬼胡桃)はクルミ科クルミ属の落葉高木。日本と樺太に分布しています。主に山間部の川沿いなどでよく見られ、大型の奇数羽状複葉をもち、特に初夏の開花時期には垂れ下がった雄花序と共に良く目立ちます。オニグルミの木はその木目の美しさから、家具・彫刻・工芸用品の材として利用されてきました。明治から大正にかけては銃床としての需要から、大量に伐採されたようです。実の殻がいかついことから「鬼」がついて呼ばれていますが、栄養価が高いことから私たち人間だけでなく、リスなどの野生動物たちの重要な食料です。

姉妹町 西伊豆だより

浜辺一面が赤いじゅうたん ～天草漁解禁～

5月31日、仁科地区で天草漁が解禁しました。海女さんたちが海中から採った天草はすぐに天日干しにされ、町内の海岸などには潮の香りがいっぱい広がっていました。

解禁に先立ち、5月25日～28日には「天草・ところてんまつり」が堂ヶ島で開催されました。一日1,500食分のところてんが無料で振舞われ、観光客など訪れた人々はところてん特有のつるっとした食感を味わいました。

西伊豆町は全国でも有数の天草の産地です。また、天草は諏訪地方特産の寒天の材料としても使われています。

磯の香りたっぷりの天草が西伊豆から富士見町にも届いているかもしれませんね。



▲天草の天日干し作業を行う人達

— 家庭から出る 燃えるごみの減量と資源化にご協力を —

- 目標 平成22年度に1人1日の排出量300g
- 5月実績

燃えるごみの処理量	1人1日あたりの排出量	前月比
199,140kg	419g	+15g

☎ 建設課 生活環境係 ☎62-9114

- ◆町の人口 平成22年6月1日現在住民基本台帳(前月比) 総人口/15,346人(-23) 男7,604人(-9) 女7,742人(-14) 世帯数/5,707世帯(-8)
- ◆発行日 平成22年7月1日
- ◆編集・発行 富士見町役場 総務課 〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10,777 TEL 0266-62-2250(代) FAX 0266-62-4481
- ◆ホームページ <http://www.town.fujimi.nagano.jp> Eメール fujimi@town.fujimi.nagano.jp
- ◆印刷 (有)富士見印刷